

大阪市改革プロジェクト担当チーム設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市改革プロジェクトチームの設置及び運営に関する規則（平成23年大阪市規則第142号。以下「規則」という。）第3条第10項の担当チームの設置等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(担当チームの設置及び所管事務)

第2条 市民サービスの拡充と都市の成長及び発展が持続的に確保される効果的かつ効率的な行財政運営の実現に向けて行財政改革を着実に推進するとともに、住民主体の自律的な運営が行われる地域社会の実現に向けた取組を推進し、併せて区長の権限及び責任の下で区政運営が行われる仕組みの充実に図るため、大阪市改革プロジェクトチームに担当チームを置く。

- 2 担当チームは、市政改革プランに掲げた目標の達成に向けた進捗管理を行う。
- 3 担当チームは、市の改革に係る次期の計画の策定に関する事務を所管することがある。

(組織)

第3条 担当チームは、規則第3条第8項に規定するプロジェクトメンバーで構成し、その所管事務、担当チームメンバー及びチーム長は、別表に定めるとおりとする。

- 2 リーダー（規則第3条第2項のリーダーをいう。以下同じ。）は、必要に応じて、担当チームが所管する事務に関し、担当チームメンバー以外の関係する本市職員に担当チームと共同してその事務に当たらせることができる。
- 3 チーム長は、必要に応じて、リーダー又は当該担当チームが所管する事務を総括管理するサブリーダー（規則第3条第4項のサブリーダーをいう。）に当該所管事務の進捗状況等について報告を行う。

附 則

この要綱は、平成28年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表
「新・市政改革プラン」に関する担当チーム

担当チーム	担当チーム所管事務	担当チームメンバー（◆はチーム長）	
公共施設のあり方チーム	取組方針3 持続可能な行財政基盤の構築 2 施設マネジメントの推進	市政改革室	◆ 改革推進担当部長 施設経営戦略担当課長
		財政局	財務部長 財務課長
		政策企画室	政策調整担当部長 政策調整担当課長 (公共施設のあり方を担当する者に限る)
施策・事業の点検・精査チーム	取組方針3 持続可能な行財政基盤の構築 6 施策・事業の点検・精査	市政改革室	◆ 行政改革担当部長 改革プラン推進担当課長
		財政局	財務部長 財務課長
		政策企画室	企画部長 政策企画担当課長 (施策・事業の点検・精査を担当する者に限る)

第 3 条 第 2 項 関 係

「大阪市改革プロジェクト担当チーム設置要綱」第 3 条第 2 項の規定に基づき、チームと共同して事務にあたる職員を次に掲げる職にある者とする。

「新・市政改革プラン」

共同するチーム	所管事務	共同する職員の職
公共施設のあり方 チーム	3-2 施設マネジメントの推進 (市営住宅に関する未利用地の 情報提供・活用を含む)	(都市整備局) ファシリティマネジメント担当部長 ファシリティマネジメント課長
	施設マネジメントの推進のうち 次の事項 ・学校施設に関する未利用地等 の情報提供・活用	(教育委員会事務局) 学校環境整備担当部長 施設整備課長
	施設マネジメントの推進のうち 次の事項 ・移転建替えの土地条件の適 正確認等 ・公共施設に関する未利用地 等の情報提供・活用	(契約管財局) 管財部長 連絡調査課長 財産活用担当課長